



栄町財政健全化計画（第2次）

～継続的に安定した財政基盤を構築するために～

－平成20年度～平成22年度－

平成21年3月

栄 町



はじめに

本町では、平成17年度から19年度までの3年間を集中取り組み期間として財政健全化計画を策定し、町税等の収納率の向上、使用料、手数料の改定、未利用地の処分、人件費の削減、各種補助金の見直しなど、あらゆる項目における財政健全化の取り組みを実施してまいりました。

しかし、国の三位一体の改革による地方交付税の縮減などにより、町の貯金である財政調整基金も財政健全化計画の作成時点より基金残高が上向いたものの、依然として低い水準で推移しております。今後、予想される新たな行政需要に対応するためにも財政調整基金の残高を一定の金額以上確保しておく必要があります。

すでにご存知のとおり、平成19年6月に地方自治体の財政破綻を未然に防止するため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。この法律では、地方自治体の財政状況を様々な角度から検証をするために、4つの財政指標を設定し、19年度決算から住民の皆様にご公表しております。内容は基準値内となりましたが、法律の適用となる20年度からの決算では、国が定める基準を超えると早期財政健全化団体となり、国や県の管理下で財政健全化計画の策定が必要となります。

さらに、財政状況が悪化した場合には、財政再生団体となり国や県の管理の下、財政再生計画を策定し、厳しい歳出の削減はもちろん、公共施設の使用料、手数料の大幅な値上げなどに取組むこととなります。そうなれば住民サービスの低下や住民負担の増大は避けられません。

そこで、第1次の財政健全化計画で実施してきた歳入の増加策や歳出削減の取り組み内容は引き続き実施することを基本として、新たな取り組みによる財源の確保、歳出削減についても検討し、財政再生団体への転落の回避はもちろんのこと、持続可能で安定的な財政運営に努めるため、平成20年度から22年度までの3年間を実施期間とした第2次財政健全化計画を引き続き策定することとしました。

町民の皆様にもご負担をお願いするサービスも出てくるかもしれませんが、サービスの質の低下とならないよう、職員一丸となって努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い致します。

平成21年3月

栄町長 川崎 吉則

目 次

【Ⅰ】 第2次財政健全化計画の概要	-----	1
【Ⅱ】 計画の骨格	-----	2
【Ⅲ】 基本目標	-----	5
【Ⅳ】 推進期間内の具体的方策と改革別目標	-----	6
【Ⅴ】 計画の推進	-----	13
【Ⅵ】 第1次財政健全化計画期間中の推移と実施状況	-----	15

I) 第2次財政健全化の計画の概要

■第2次財政健全化計画

本町では、第1次の財政健全化集中取り組み期間である3年間に、あらゆる項目における財政健全化の取り組みを実施してきました。しかし、国の三位一体の改革による地方交付税の縮減などにより、町の貯金である財政調整基金も依然として低い水準で推移しています。今後、予想される新たな行政需要に対応するためにも財政調整基金の残高を一定の金額以上確保しておく必要があります。

また、平成19年6月に地方自治体の財政破綻を未然に防止するため「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、財政状況により早期財政健全化団体となり、さらに、財政状況が悪化した場合には、財政再生団体として国や県の管理の下、財政再生計画を策定し、厳しい歳出削減はもちろん、公共施設使用料、手数料の大幅な値上げなどに取組むこととなります。そうなれば住民サービスの低下や住民負担の増大は避けられません。

そこで、第1次の財政健全化計画で実施してきた歳入の増加策や歳出削減の取り組み内容は引き続き実施することを基本として、新たな取り組みによる財源の確保、歳出削減についても検討し、財政再生団体への転落の回避はもちろんのこと、持続可能で安定的な財政運営に努めるため、第2次財政健全化計画を引き続き策定し実行するものです。

～第2次財政健全化計画実施による財政推計～

表-10 《単位：百万円》 ※平成19年度は決算額、20～22年度は推計です。

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
歳入の部				
町税	2,805	2,777	2,689	2,627
地方交付税	1,466	1,505	1,577	1,555
地方債	32	192	47	30
その他	1,436	1,518	1,399	1,406
歳入合計	5,739	5,992	5,712	5,618
歳出の部				
人件費	1,974	1,983	1,985	1,995
物件費等	740	720	732	700
扶助費	462	505	507	515
公債費	1,029	1,009	1,031	1,033
補助費等	514	604	616	601
投資的経費	216	417	227	190
その他(積立金等を含む)	690	680	506	539
歳出合計	5,625	5,918	5,604	5,573
差引(単年度収支額)	114	74	108	45

※ 地方交付税には「臨時財政対策債」(地方交付税の財源不足を補てんするために起債が可能となる)を含みます。

※ 平成20年度の投資的経費については、布鎌小学校体育館建設工事等の特殊な要因が含まれています。

※ 本表は実績と同様に決算統計の要領に準じて計上しているため、繰上償還額(公債費)及びその償還の財源となる借換債(地方債)は計上しておりません。また、人件費のうち特別会計の職員人件費をその他(繰出金)に、道路・学校整備などの投資的事業に係る支弁人件費を投資的経費に計上しています。

Ⅱ) 計画の骨格

■基本方針

国の構造改革の動向や社会経済情勢が急激に変化する中で、ますます多様化、複雑化する町民ニーズに対応していくためには健全な財政体質の確立と将来の世代に過度な負担を残さない持続可能な財政運営を実現する必要があります。

このため、町税等の収納率の向上に努めるとともに、財産の有効活用及び処分を推進し、財産管理の適正化とあらゆる角度から歳入の増加対策を追求し、町民に対する行政サービスの水準の確保に努めます。また、住民サービスについて受益と負担の考え方にに基づき適正かつ公平な負担を検討します。一方すでに定められている受益者負担に基づいて一定額を負担していただいているものについても、事務事業に係る行政コスト等を踏まえ料金の適正化を検討します。

歳出については、職員人件費を含め聖域を設けず抜本的な改革を推進し、歳出の抑制はもとより、町民の皆様との協働体制の確立を推進しつつ、行政サービスとしての最大の効果が得られるよう、代替案の検討も含め、効率的かつ効果的な財政運営に努めます。

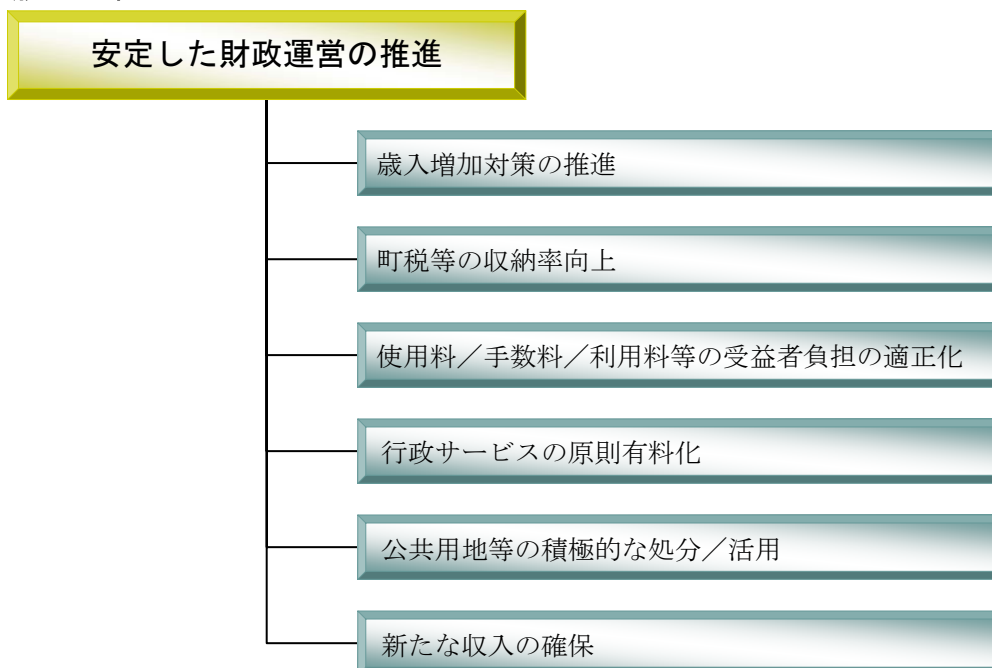
■推進期間

極めて厳しい財政状況の中でも行政サービスの安定的提供によるサービス水準を確保するためには、継続して財政健全化の取組みが必要です。そのため、第1次の財政健全化計画で実施してきた内容を継続して「平成20年度から平成22年度」の3年間で推進期間とし、改革目標を掲げ、計画的かつ効果的に推進することとします。また、毎年度達成状況を測定／評価し、その結果に基づき必要な改善を加え、結果について町民の皆さんに公表していきます。

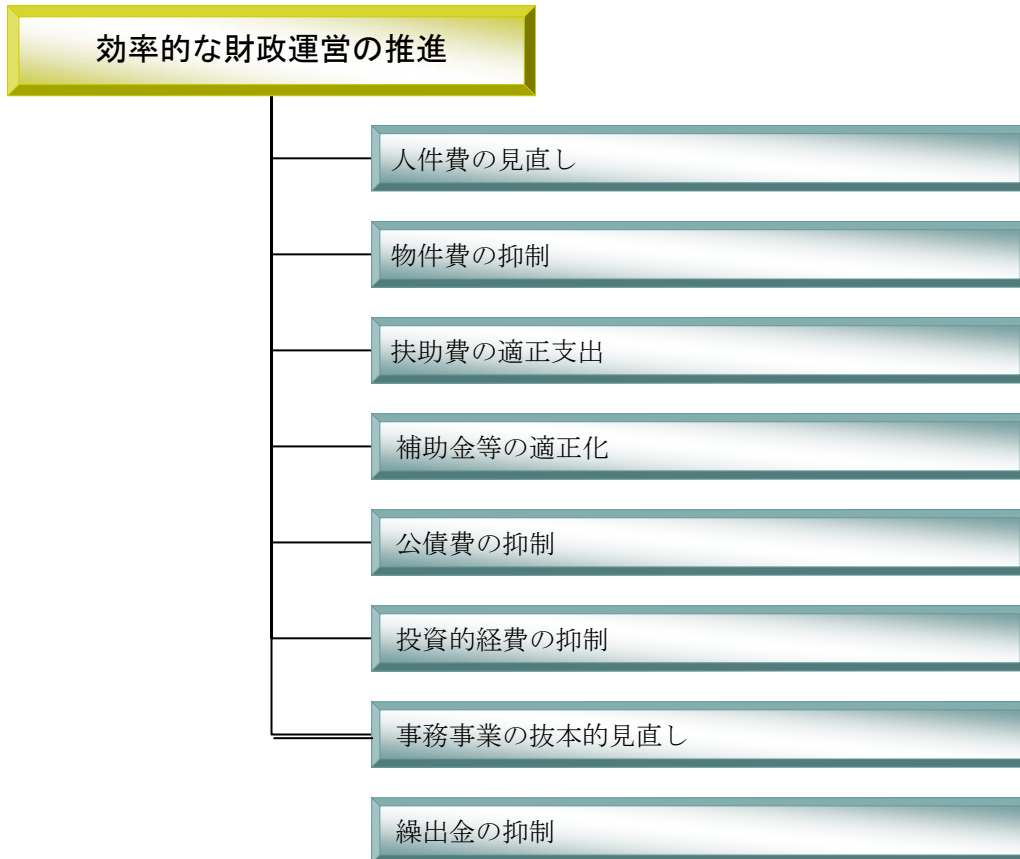
■改革の体系

歳入／歳出に係る改革の項目については、以下のとおり体系化して管理します。

※歳入の部



※歳出の部



■改革方針

基本方針に基づき、推進期間内において取組むべき改革項目及び方針は以下のとおりとします。

○歳入の部

行政サービスの原資を確保し歳入の健全化を図るため、町税等の収納／受益者負担／公共財産管理の適正化及び新たな歳入の確保に努めます。また、現状の歳入要素の拡大や適正化を図るだけでなく、まちづくり施策の推進と一体的に新たな歳入の発生要素を検討し、中長期にわたる安定した財源の確保に努めます。

① 歳入増加対策の推進

中長期にわたる安定した財政基盤を確立させるため、生産年齢人口の増加対策など積極的な推進を図ることによって将来の町税収入の増加を図る基盤づくりに努めます。

② 町税等の収納率向上

町の基幹収入である町税をはじめ受益と負担の考え方に基づく各種負担金等の収納目標を設定し、その達成にむけた体制などにより、収納率の向上に努めます。

③ 使用料／手数料／利用料等の受益者負担の適正化

施設等の建設事業費及び維持管理費等の運営費などを基に、受益者負担の性格からあり方を再精査し適正化を図ります。また、各種証明等の手数料について周辺自治体等の実態などを考慮しながら見直しを図ります。

④ 行政サービスの原則有料化

行政サービスにはすべてコストがかかっていることを意識し、今まで無料としていた行政サービスについても、サービスに係るコストや周辺自治体、国等の基準などを参考に、新たな受益者負担の導入を図ります。

⑤ 公共用地等の積極的な処分／活用

公共施設用地としての利用価値の低い土地の積極的な処分や賃貸などを積極的に推進し、管理費用の抑制、収入の確保を図ります。

⑥ 新たな収入の確保

行政サービスの水準を確保するため、創意工夫をもって新たな収入の創設に努めます。また、国庫補助金や民間補助金等の積極的な活用を図ります。

○歳出の部

聖域なき抜本的な見直しによる歳出の抑制を図るとともに、効率性／効果性／有効性を重視した事務事業等の見直しを実施します。また、施策の推進にあたっては、公と民のパートナーシップの確立や民営化などの視点から十分な検討を実施し、行政経営の抜本的な改革を推進して事業の効果追及に努めます。

① 人件費の見直し

特別職／一般職の給与《給料／手当》について、抑制を継続すると同時に、勸奨退職制度の充実／推進による職員数の削減に努めます。また、附属機関である委員会等については、設置目的及び運営実態等を精査し統合又は廃止を検討すると同時に、非常勤特別職の定数と報酬額についても見直しを図ります。

② 物件費の抑制

内部管理に要する経費については、必要最小限度に止めると同時に、維持管理／計画策定等の委託費については可能な限り職員対応とすることで支出の抑制を図ります。

③ 扶助費の適正支出

法律等の定めによらず町が独自で実施している事業、又は国等の給付基準に対して上乗せ給付している事業については、目的及び効果を精査して必要性を見極め、給付水準の見直しを行います。また、社会福祉協議会と町の役割分担の明確化を含め、地域福祉の理念に基づいたサービス全体の見直しを行います。

④ 補助金等の適正化

補助金については、これまでに構築した透明性や公益性の原則に基づく審査の方針は維持しながら行政改革大綱の基本方針に示す「地域経営（町民との協働による新たな公共づくり）の促進」を図る中で、補助制度の見直しを行います。

⑤ 公債費の抑制

借入利率の高い地方債について、公的資金補償金免除繰上償還の制度を利用して繰上償還を行い、将来の公債費の軽減を図ります。なお、借入先の限定されていない地方債については、借入れ条件等を精査し有利なもの借入れを行います。

⑥ 投資的経費の抑制

道路／下水道等の社会資本整備については、当面の間維持管理等に重点をおき、継続事業及び新規事業に関わらず、投資効果から改めて整備計画の見直しを図るとともに、着工時期の繰り延べを検討します。また、その他の施設建設等についても同様とするほか、既存公共施設の用途転用などによる有効活用を検討します。

⑦ 事務事業の抜本の見直し

現時点において実施、又は実施を計画しているすべての事務事業について、効率性／効果性／有効性の確保に視点をおき、行政経営の理念を基に適切に達成度合いを測定／評価して、継

続的改善の観点から事務事業の抜本的見直しを行ないます。

また、地域資源の有効活用や住民との協働的活動を多角的に検討することで、地域の再生、並びに活性化のための施策を推進し、自立（自律）的な行政経営の実現を目指します。

⑧ 繰出金の抑制

下水道会計においては、施設の耐用年数に応じた地方債の償還を行うことにより、受益者負担の平準化（適正化）を図ります。また、他の会計への繰出金についても、詳細な状況分析を的確に行うことで繰出金全体の抑制を図ります。

※受益者負担：公共サービスの提供によって特別の利益を受ける者から、平等の原則に基づいて受益の範囲内でその利益を公共に返還させ、それによって公共サービスに要する経費の一部を賄おうとするもの。これにより、事業資金の財源が増加し受益者負担のない場合に比べ、より多くの公共サービスの提供が可能になり、公共事業等による受益の公平を期すことにつながるとされています。

Ⅲ) 基本目標

■ 基本目標

財政健全化を計画的かつ効果的に実現するため、基本目標を次のとおり定めます。

なお、基本目標のほか、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により財政健全化の判断基準となる実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債比率、将来債務比率について、早期健全化の基準を超えないものとします。

～財政健全化計画における基本目標～

項 目		22 年度目標
経常収支比率	18 年度決算では 98.7%まで達したものが、税源委譲等による一般財源の伸びにより 19 年度決算においては 98.2%まで回復しています。しかし、依然として高い水準にあることから、今後も経常収支比率の引下げに努めます。	98%未満
地方債残高	今後の負担軽減を図るため、借入金を必要最小限に留め、低金利資金の借入に努め、平成 19 年度末時点で約 100 億円ある地方債残高の削減に努めます。	90 億円未満
財政調整基金残高	行政需要に対応し長期的に安定した財政運営を図るため、平成 19 年度末で 5 千 2 百万円となった財政調整基金をさらに積み立てるよう努めます。	2 億円以上
町税収納率	歳入の根幹である町税収入について、経済環境の悪化による収納率の低下が危惧されますが、平成 19 年度に 91.9%であった収納率の向上に努めます。	92.0%以上

IV) 推進期間内の具体的方策と改革別目標

■ 具体的推進方策及び改革別目標


基本目標の達成を目指すための具体的な方策及び改革目標を次のとおり定めます。

● 安定した財政運営の推進 《 歳入における具体的方策と目標 》

① 歳入増加対策の推進

具体的方策：歳入の硬直化を打開し自主財源を確保するために、中長期の取り組みとして施策の推進と合わせて歳入の増加を図り、町税等の安定した収入を確保するための施策の検討及び推進に努めます。

● 改革計画（歳入健全化コード①）

改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
歳入増加策の検討 【①-1】	生産年齢人口の増加策や優良企業が進出できる環境整備等、将来の歳入を継続的に確保できる施策を検討、推進する。				

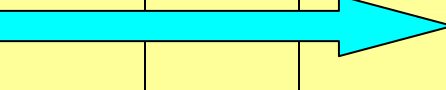
② 町税等の収納率向上《改革効果：1億4千3百万円》

具体的方策：町税に係る平成19年度の収納率は現年97.9%、過年20.5%であり、全体で91.9%となっています。これは、第1次の財政健全化計画の基本目標91.3%を上回る達成率となっています。

しかし、本来100%納付されることが原則であることから、収納率の向上に向けた対策を積極的に検討、推進するとともに、新たな収納目標を定め、計画的且つ効果的に収納率の向上に努め、健全な町税収入の確保に努めます。また、その他の歳入項目についても個々に収納目標を設定し、町税と併せて全庁的な収納体制による連携の強化を実施して、確実な収入確保に努めます。

● 改革計画（歳入健全化コード② 前計画からの継続項目）

《単位：百万円》

改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
町税収納目標の設定 【②-1】	収納体制の強化を図り、基本目標を掲げ、平成22年度において、92.0%に設定する。	91.6%	91.7%	92.0%	
		47.9	43.6	51.5	143.0
その他の歳入確保 【②-2】	国民健康保険税、介護保険料、下水道料金、保育料等、町税以外の歳入項目にも収納目標を設定し、歳入確保に努める。				

③ 使用料／手数料等の受益者負担の適正化《改革効果：5千2百万円》

具体的方策：施設使用料、証明書の発行手数料等については、受益者負担の原則に基づき、客観的な基準によるサービスコストを算出し、周辺自治体の例を参考にしながら全体的な再精査を実施して見直しを図ります。また、減免等の規定についても、対象の範囲や減免事由の見直しを行ない、公平性の確保に努めます。

●改革計画（歳入健全化コード③）

《単位：百万円》

改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
手数料、使用料の見直し 【③-1】	・各種証明書発行手数料、ごみ収集運搬手数料並びに各施設等の使用料の適正化を実施する。また、減免の基準についても見直しを行う。	20.7	16.0	15.6	52.3

④ 行政サービスの原則有料化《改革効果：7千3百万円》

具体的方策：現在無料で提供している行政サービスについては、国等の基準により本来利用料を徴収すべきとされている事業、受益の対象となる方と対象外となる方がある事業などを考慮しつつ、町民全体から見た公平性の確保を目的として、有料化を原則とした全体的な見直しを図ります。

●改革計画（歳入健全化コード④）

《単位：百万円》

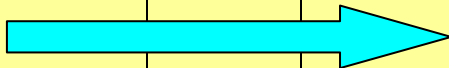
改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
各種検診等の自己負担金の導入 【④-1】	各種の健康診断事業において、受益者負担の考え方からサービスの有料化を図る。	19.8	26.1	27.0	72.9

⑤ 公共用地等の積極的な処分／活用《改革効果：5千9百万円》

具体的方策：公共用地としての利用価値が低く所有していることが妥当ではない土地や、公共用地の付け替え等により不要となった土地については、売却等の処分を積極的に推進します。また、売却が困難な土地については、維持管理経費も考慮し、期間を定めての貸与や賃借の可能性検討、並びに実施する場合の使用料及び減免の範囲／減免の事由等を再精査し見直しを図るなど、財産の適正な管理を推進します。

●改革計画（歳入健全化コード⑤）

《単位：百万円》

改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
未利用地等の積極的な処分等 【⑤-1】	すでに民間の用に供されている土地及び将来にわたって利用が見込めない土地について、売却等の処分並びに賃借等の活用を積極的に実施する。	9.2	30.4	19.8	59.4
公共財産の有効活用 【⑤-2】	現有の学校などの公共施設や用地について、転用など有効的な利用手段を検討する。				

⑥ 新たな収入の確保《改革効果：6百万円》

具体的方策：庁舎等の玄関マット／業務用封筒／広報紙等に企業広告の掲示（掲載）を可能にし、広告収入を確保するなど、創意工夫から新たな歳入を創出します。

●改革計画（歳入健全化コード⑥）

《単位：百万円》

改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
広告収入の確保 【⑥-1】	収入確保に繋がる広告等の手段を検討、実施する。	1.9	2.0	2.0	5.9

●歳出における具体的方策と目標 《 効率的な財政運営の推進 》

① 人件費の見直し《改革効果：7億7千5百万円》

具体的方策：常勤の特別職の職員／一般職の職員の給与（給料／手当等）の抑制を継続して実施します。

また、非常勤の特別職についても、委員会等の設置目的／役割等を精査し委員数の見直しや統合等の措置を講じると同時に、報酬の額についても見直しを行ないます。

●改革計画（歳出健全化コード①）

《単位：百万円》

改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
職員人件費の抑制 【①-1】	特別職の給与について、計画期間内において10%の減額を継続する。	5.3	5.3	5.3	15.9
	退職者に対する補充採用は最小限なものとし、定員の適正化を図り、本計画期間内で13人の職員数削減に努める。	4人	7人	2人	13人
	・住宅手当や通勤手当等の諸手当について、支給基準を国と同等とする。 ・地域手当の支給を当面の間中止する。 ・特殊勤務手当の適正支出を図る。 ・管理職手当の支給を抑制する。	176.0	177.0	133.1	486.1
非常勤特別職等見直し 【①-2】	各非常勤特別職について、定数の適正化、並びに報酬の見直しを実施する。	68.7	67.7	73.4	209.8
議員定数の見直し 【①-3】	各非常勤特別職について、定数の適正化、並びに報酬の見直しを実施する。	14.3	15.6	15.6	45.5
	議会議員提案により議員定数を20年度から定数を2人削減する。 定数18人⇒16人	6.0	6.0	6.0	18.0

② 物件費の抑制《改革効果：7億7千8百万円》

具体的方策：内部管理費は必要最小限にします。また、現在委託しているすべての事業を再精査し、職員による対応が可能な業務については職員対応を原則として委託費の抑制を図ると同時に、町民の皆様とのパートナーシップを確立する体制を整備して、効率的な行政経営を目指します。また交際費／雇用賃金についても例外なく見直しを図ります。

●改革計画（歳出健全化コード②）

《単位：百万円》

改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
物件費全体の抑制 【②-1】	交際費、食糧費、光熱水費、修繕費、通信運搬費等について、コスト意識の徹底により必要最小限度まで抑制する。 特に、各公共施設（下水道終末処理場、ふれあいプラザさかえ、給食センター、役場庁舎、公園等）の管理委託について、可能な限り職員で対応することで委託費全体を圧縮する。	263.0	266.7	248.4	778.1

③ 扶助費の適正支出《改革効果：7千5百万円》

具体的方策：町独自のサービスや国等の給付基準に対する上乗せ給付については、給付根拠を明確にし、目的／効果／公平性等を考慮しつつ、廃止を含めた給付水準の見直しを図ります。また、社会福祉協議会と町の役割分担を明確化して、地域福祉の理念に基づいた事業内容の見直しを図ります。

●改革計画（歳出健全化コード③）

《単位：百万円》

改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
個人給付費の等抑制／廃止 【③-1】	給付根拠と水準を明確にし、適正な給付を目的とした見直しを実施する。	21.7	21.7	21.7	65.1
社会福祉協議会との役割分担の明確化 【③-2】	町との役割分担を明確にし、特に類似したサービスについては統合により再編成する。	3.2	3.2	3.2	9.6

④ 補助金等の適正化《改革効果：1億5千2百万円》

具体的方策：補助金については、すでに交付されている団体／事業については“自助”“共助”を基本として自立化を促進してきました。また、類似事業の整理統合やイベント的な事業への補助金は廃止も行ってきました。今後もこれまでに構築した透明性や公益性の原則に基づく審査の方針は維持しながら、行政改革大綱の基本方針に示す「地域経営（町民との協働による新たな公共づくり）の促進」を図る中で、補助制度の見直しを行います。また、町が加入している各種協議会等への参加の必要性を検討し、効果が薄いものについては、脱会を検討します。

●改革計画（歳出健全化コード④）

《単位：百万円》

改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
奨励金、謝礼金の見直し 【④-1】	資源回収運動や公園清掃協力等、定着が図られたと判断する事業について見直しを実施する。	10.2	10.7	10.7	31.6
補助金・負担金等の見直し 【④-2】	町内各団体への補助金の適正化を図る。また、町が加入している全国・県・郡内各種協議会等への加入の必要性を検討する。	40.4	40.2	40.2	120.8

⑤ 公債費の抑制《改革効果：1億1百万円》

具体的方策：借入利率の高い地方債について、補償金免除繰上償還の制度を活用して繰上償還を行い、将来の公債費の軽減を図ります。なお、借入先の限定されていない地方債については、借入れ条件等を精査し有利なもの借入れを検討します。また、普通建設事業においては、投資的経費の抑制（歳出健全化コード⑤）による新規借入金を抑制します。また、既に借り入れている地方債については、施設の耐用年数と比較して償還期間が短いものについて、耐用年数と整合させるなどの受益に対する負担の平準化（適正化）を図ります。

●改革計画（歳出健全化コード⑤）

《単位：百万円》

改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
公債費（利子）の抑制 【⑤-1】	公的資金補償金免除繰上償還制度を活用し、民間資金等の低利資金に借換えることにより、公債費を抑制する。	29.6	38.2	33.4	101.2

⑥ 投資的経費の抑制《改革効果：2億8千3百万円》

具体的方策：継続事業については必要性／効果性を分析し、重要度の高い事業のみを限定して実施していくものとします。また、この場合でも事業の期間・内容・手法について例外なく再精査し、必要性が十分に認められる事業のみを抽出して実施するなどの事業計画全体の見直しを図ります。新規事業については当面の間着工を見送ることを原則とし、止むを得ず整備の必要性が生じた施設等については、既存公共施設の有効活用及び他の施設との機能併設など、町全体の事務事業を包括した運用を考慮しつつ、事業手法／事業期間／実施主体／外部資金調達等、多面的に検討を加えて実施します。

●改革計画（歳出健全化コード⑥）

《単位：百万円》

改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
施設整備計画等の見直し 【⑥-1】	施設整備に関する事業計画を統合的に見直す組織体制を整備し、効率的且つ効果的な事業計画を策定する。				
道路改良工事等の見直し 【⑥-2】	緊急性の認められない道路工事等の見送りや事業内容の見直しを実施し工事費の削減を図る。	77.0	94.2	112.2	283.4
既存公共施設の有効活用 【⑥-3】	既存の公共施設等について、既設施設の有効利用や共用利用等の可能性を検討し、事業に係る管理経費を圧縮する。				

⑦ 事務事業の抜本の見直し《改革効果：2億1千6百万円》

具体的方策：現在実施又は実施を計画している行政サービスについては、効果性／有効性／効率性を重視し、最小の経費で最大の効果を発揮するよう実施方法を再検討します。また、町民《NPO含む》の皆さんの社会参加／社会貢献意欲や技術／技能／知識などを活用できる機会の提供など、行政側の主導的且つ主体的活動だけではなく、公・民パートナーシップの理念に基づいた協働体制の確立を図り、コストの縮減に併せた最大効果を上げる手法を検討していきます。さらに、目的と目標を明確にし、効果や効率性を的確に把握、分析するシステムを早急に確立し、事務事業の統合／休止／廃止等も含めた抜本的な見直しを継続的に実施していきます。

●改革計画（歳出健全化コード⑦）

《単位：百万円》

改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
事務事業の抜本の見直し	施設管理の指定管理者制度移行、町内循環バスの運行見直し等、適切なサービス提供の視点から事業自体の見直しを図る。【⑦-1】	69.8	73.6	71.7	215.1
	効果や効率性を客観的に分析するシステムを確立し、事務事業の統合／休止／廃止等も含め抜本的な見直しを継続的に実施する。【⑦-2】	0.3	0.3	0.3	0.9

⑧ 繰出金の抑制《改革効果：3億9千6百万円》

具体的方策：下水道会計において、施設の耐用年数に応じた地方債の償還を行うことにより、受益者負担の平準化（適正化）を図ります。また、他の繰出金についても、詳細な状況分析を的確に行うことで繰出金全体の抑制を図ります。

●改革計画（歳出健全化コード⑧）

《単位：百万円》

改革事項	改革内容	改革目標			
		20年	21年	22年	期間内効果
繰出金の抑制 【⑧-1】	下水道事業等への繰出金について、公平な受益者負担の視点から償還額の平準化を図り、繰出金全体の抑制を図る。	119.2	138.5	138.5	396.2

●改革計画における効果額集計表

《単位：百万円》

健全化 コード	改革事項	改革効果額			
		20年	21年	22年	合計額
歳入	① 歳入増加対策の推進	検討	→	→	→
	② 町税等の収納率向上	47.9	43.6	51.5	143.0
	③ 受益者負担の適正化	20.7	16.0	15.6	52.3
	④ 行政サービスの原則有料化	19.8	26.1	27.0	72.9
	⑤ 公共用地等の積極的な処分／活用	9.2	30.4	19.8	59.4
	⑥ 新たな収入の確保	1.9	2.0	2.0	5.9
歳出	① 人件費の見直し	270.3	271.6	233.4	775.3
	② 物件費の抑制	263.0	266.7	248.4	778.1
	③ 扶助費に適正支出	24.9	24.9	24.9	74.7
	④ 補助金の適正化	50.6	50.9	50.9	152.4
	⑤ 公債費の抑制	29.6	38.2	33.4	101.2
	⑥ 投資的経費の抑制	77.0	94.2	112.2	283.4
	⑦ 事務事業の抜本的見直し	70.1	73.9	72.0	216.0
	⑧ 繰出金の抑制	119.2	138.5	138.5	396.2
効果額合計		1,004.2	1,077.0	1,029.6	3,110.8

効果額の詳細内容は、【栄町行財政改革実施計画書】の「取組み内容：財政再建と健全財政の確立」をご覧ください。

V) 計画の推進

■ 計画の推進のために

第1次の健全化計画は、概ね計画通りの進捗により達成されましたが、今後も改革目標を掲げて、不断の取り組みとして推進していく必要があります。このため、栄町の置かれている現状をすべての職員が再認識し、自部署の業務に捉われない横断的な視点で計画を推進していくために、次の5点に重点を置くものとします。

○ 監視体制の強化

本計画については、総務政策課が進行を管理するものとし、「栄町政策会議」を本計画の監視機関とします。また、栄町行財政改革大綱、栄町基本計画等との関与を明確にし、計画の達成度の測定／評価／改善等の作業を重複させることなく、シンプル且つ大胆な見直しを継続的に実施するため、計画目標の確実な達成を目指します。

○ 管理体制の強化

予算の執行にあたっては総務政策課の集中管理とし、一定額以上の支出負担行為票及び支出票について、総務政策課の決裁を得ることとします。

○ 職員意識の醸成

すべての職員は、本町の財政状況が極めて厳しい状況にあることを再認識し、予算の執行にあたっては効率性と効果を十分に検討したうえで執行にあたります。特に管理職及び班長においては、予算＝支出との認識を改め、最小の支出で最大の効果を上げることを常に意識し、事務事業の執行にあたっては、必要性和効果の状況を十分に分析した結果を基に、課員等のコスト意識を統一して事業に当たらせるものとします。

執行差金等が発生した場合や執行の必要性がなくなった場合については、他の事業への振替等により現年予算を消化するといった安易な意識を組織として払拭し、財政支出の圧縮に経常的に努めます。

○ 事務事業の実施及び評価

事業の実施にあたっては、公・民パートナーシップ《協働》の理念を中核に据え、民間でできることは民間で実施する、或いは「協働」により実施するなど、効果的な実施手法を十分に検討し、有効性・効果性・効率性の確保に努めます。

契約方式については一般競争入札方式を原則としつつ、効率性及び効果を確保するために最適な方式を選択するとともに、手続きの簡素化に努めます。

また、行政経営の手法を取り入れた事務事業評価を系統的に導入し、目指すべき成果と測定方法を明確にして、妥当性／有効性／効果性／効率性／公平性等をもって分析し、必要性／実施手法の再考／受益と負担の適正化を検証して継続的な改善を加えることで、コスト削減はもとより事務事業のサービス効果が最大となることを目指します。

○ 計画の実行性担保と公表

本計画の進行状況については、各年度の計画進行状況と必要となった見直し内容を決算報告と合わせて公表するものとし、監視機関にて必要と判断する場合は随時その内容を広報・ホームページ等で公表します。

また、本計画に基づく具体的な行動計画を明確にし、その内容を町民の皆様に解り易い形で示すため、「栄町財政健全化計画」の実施計画書を栄町行財政改革大綱実施計画として整備し、目標達成を確実なものとしします。

VI) 第1次財政健全化計画期間中の推移と実施状況

■人口等の推移 平成15年度～平成19年度 表-1

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
総人口【人】	25,161	24,907	24,589	24,290	23,909
合計特殊出生率	1.02	0.9	0.94	0.92	—
高齢者比率(%)	15.98	16.59	17.34	18.23	18.99
高齢者人口【人】	4,021	4,132	4,318	4,482	4,612

※人口は、各年度末の数値で表しています。

町の人口は、合計特殊出生率が低下していることなどから減少傾向にある中で、健全化の取組期間である16年度から18年度までの3年間で998人の減少となっています。一方で、高齢者人口は年々増加傾向にあり、高齢者比率が18年度では18%を超え、このまま推移すると平成21年度には高齢者比率が20%に達するものと予測されます。総人口が減少すると町税が減収に、また高齢者の増加は社会保障費の上昇へとつながると考えられます。

■財政の推移

～一般会計決算の状況～

表-2 《単位：百万円》

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳入の部					
町税	2,691	2,616	2,640	2,626	2,805
地方交付税	2,468	1,990	1,687	1,361	1,466
地方債	225	175	17	359	32
その他	1,957	1,818	1,740	1,869	1,436
歳入合計	7,341	6,599	6,084	6,215	5,739
歳出の部					
人件費	2,312	2,213	2,066	1,963	1,974
物件費等	1,286	1,115	916	796	740
扶助費	365	421	420	438	462
公債費	1,117	1,057	992	1,008	1029
補助費等	664	602	565	488	514
投資的経費	694	484	330	777	216
その他	745	663	671	616	690
歳出合計	7,183	6,556	5,960	6,086	5,625
差引	158	43	124	129	114

※地方交付税には「減税補てん債：平成15～19年度」「臨時財政対策債：平成15～19年度」を含みます。

- ※ 地方交付税：地方公共団体の自主性を確保しつつ行政の計画的運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現、独立性を強化することを目的に交付されるもので、それぞれの自治体が妥当な水準の行政を行うためにあるべき財政需要を人口など一定の条件のもとで算出（基準財政需要額という）し、これに対し、当該団体が標準的な状態で見込まれる収入（基準財政収入額という）が不足する場合に交付されます。
- ※ 臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる特例として発効される地方債です。
- ※ 減税補てん債：地方税の特別減税による減収額を埋めるための特例として発行される地方債です。
- ※ 公債費：地方債発行の条件により、元利償還及び利子の支払に充てる経費。

○歳入

歳入については、国の三位一体の改革による地方交付税と国庫補助金などの削減が先行し、19年度には所得税から町民税への税源委譲が行われました。平成16年度と19年度の決算額を比較した場合、町税は2億円ほど増額となりましたが、地方交付税については5億円の減少となっています。

歳入総額に占める地方交付税の額は16年度までは、30%を越えていましたが、17年度以降は徐々に減少傾向にあるものの、依然として、交付税依存型の歳入構造となっていることがわかります。

○歳出

歳出については、継続して新規採用職員の抑制などにより人件費は減少傾向にあります。物件費についても事務事業の見直しなどにより減少しています。なお、公債費については、投資の抑制だけではなく、19年度から繰上償還制度を活用して増加させないようにしていますが大きな効果が出るまで数年を要します。また、地方交付税を中心に経常的な歳入が減少していることから、人件費、公債費、扶助費などの義務的経費の比率が高くなり、経常収支比率（表一7参照）が上昇するなど、依然として財政が硬直化しています。

表一3 《人件費：単位＝百万円》

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人件費	2,255	2,213	2,066	1,963	1,974
内 職員人件費	1,602	1,601	1,453	1,380	1,374
内 議員報酬	79	78	77	75	74

表一4 《人口1人当たりの人件費：単位＝円》

項目	栄町	県内町村	類似団体
人口一人当たりの人件費 (平成17年度末)	83,838	91,954	62,414

※平成17年度 「千葉県市町村財政の状況」より

～将来債務残高の推移～

表一5 《将来債務残高：単位＝百万円》

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
将来債務残高	11,201	11,044	10,661	10,549	10,021

将来の債務残高については、投資を抑制していることなどから19年度末で100億円程度まで減少しています。町民1人当たりの債務残高は平成17年度末では約43万2千円となっています。

この額は県内町村平均約38万5千円と比較してもかなり高い水準となっており、今後も引き続き抑制していく必要があります。

表—6 《人口1人当り将来債務残高：単位＝円》

項 目	栄 町	県内町村	類似団体
将来債務残高（平成17年度末）	432,623	385,575	310,602

※平成17年度 「千葉県市町村財政の状況」より

- ※ 類似団体：人口や産業構造で区分される類型別の団体。財政指数等の比較に用います。
- ※ 将来債務残高：地方債及び地方債以外で後年度の債務が発生している残高で、町が将来払わなければならない借金の額です。

■財政指数等の推移と比較

表—7 《財政調整基金：単位＝千円》

項 目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
財政力指数	0.560	0.593	0.632	0.683	0.704
実質収支比率	2.9%	0.5%	2.8%	3.0%	2.5%
経常収支比率	93.8%	98.5%	96.8%	98.7%	98.2%
人件費比率	32.2%	34.7%	35.5%	33.4%	36.3%
公債費比率	18.3%	18.6%	18.9%	18.9%	18.6%
財政調整基金残高	108,476	11,951	72,359	42,381	52,429

～平成17年度末時点での主な財政指数の比較～

表—8 《財政力指数は平成15～17年の平均》

比 較	財政力指数	経常収支比率	公債費比率
栄 町	0.632	96.8%	18.9%
類似団体	0.70	87.0%	12.8%
県内平均	0.793	90.0%	12.4%
県内町村平均	0.578	89.1%	12.0%

※平成17年度 「千葉県市町村財政の状況」より

- ※ 財政力指数：基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。指数が1に近いほど、財政力が潤沢と言えます。
- ※ 実質収支比率：標準財政規模に対する実質収支額割合。3%～5%が望ましいとされます。
- ※ 経常収支比率：町税等の経常的な収入に対して、人件費や公債費等の経常的経費に支出される額の割合。70%程度が妥当とされ、比率が高くなるほど新しい事業に充てる部分が少なくなり、弾力性が失いつつあると判断できます。
- ※ 人件費比率：歳出決算上の人件費構成比率。比率が大きくなると財政硬直化の要因となります。
- ※ 公債費比率：一般財源（用途が特定されずどのような経費にも使用できる財源）のうちどの程度が借入金の返済額に充てられているかを判断する指標。数値が高いほど硬直化してきていると判断できます。
- ※ 財政調整基金残高：災害等における一時的な財源不足を調整するための積立金です。

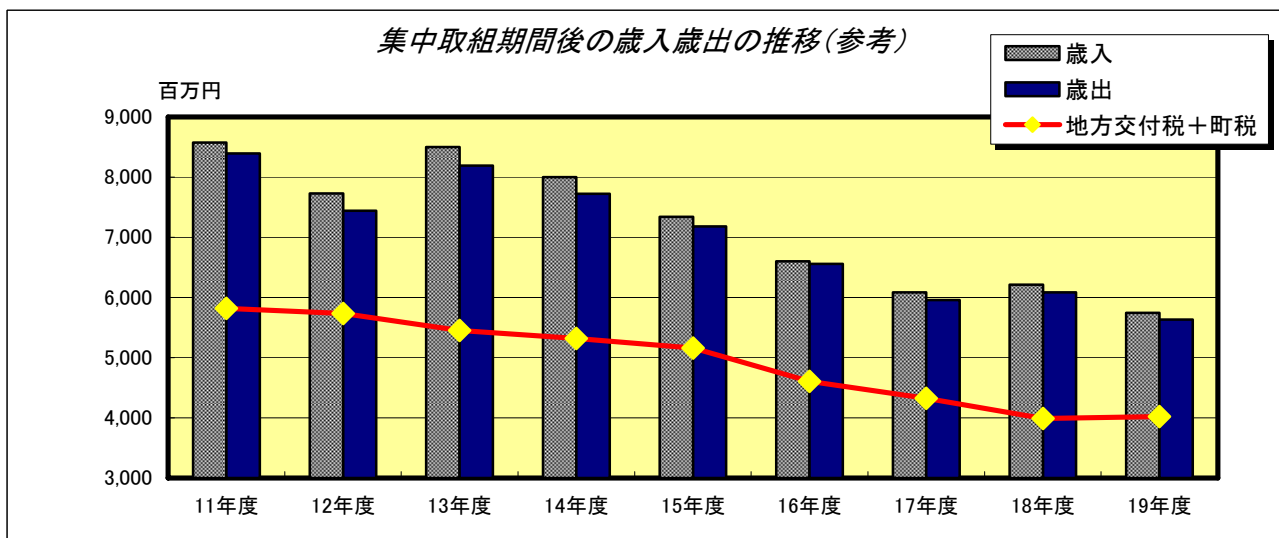
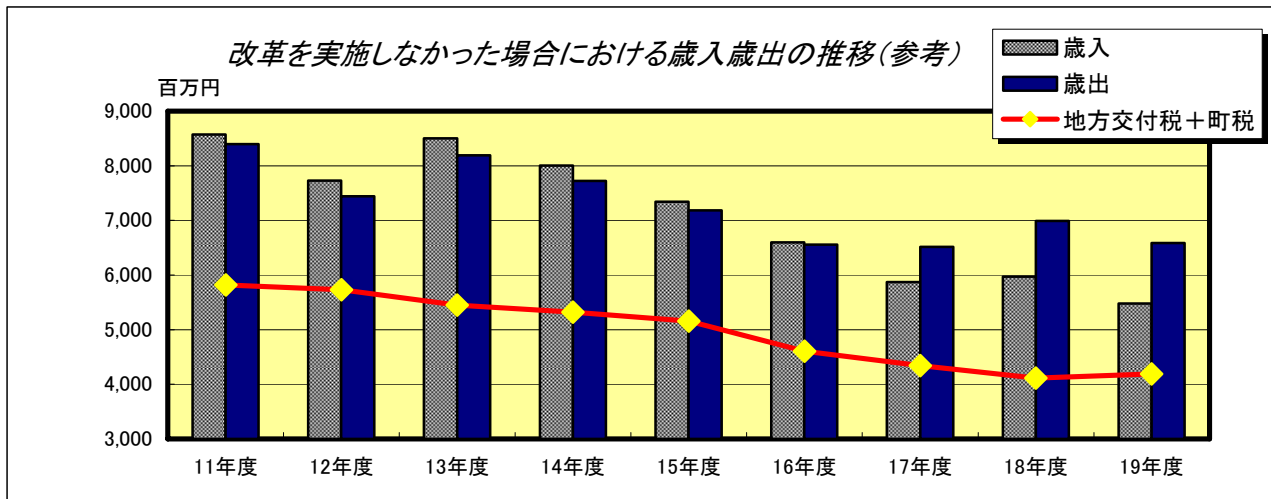
■財政健全化計画の実施状況 集中取組み期間（平成17年度から19年度）の一般会計の状況

※平成17～19年度の決算額によるものです。

※ 地方交付税には「減税補てん債」「臨時財政対策債」を含みます。

単位:百万円

		平成17年度			平成18年度			平成19年度		
		計 画 (A)	決 算 (B)	比 較 (A-B)	計 画 (C)	決 算 (D)	比 較 (D-C)	計 画 (E)	決 算 (F)	比 較 (F-E)
歳 入	町税	2,636	2,640	4	2,550	2,626	76	2,494	2,805	311
	地方交付税	1,690	1,687	△3	1,533	1,361	△172	1,666	1,466	△200
	地方債	20	17	△3	321	359	38	29	32	3
	その他	1,648	1,740	92	1,759	1,869	110	1,451	1,436	△15
	合 計	5,994	6,084	90	6,163	6,215	52	5,640	5,739	99
歳 出	人件費	2,184	2,066	△118	2,193	1,963	△230	2,181	1,974	△207
	物件費等	983	916	△67	847	796	△51	857	740	△117
	扶助費	403	420	17	399	438	39	399	462	63
	公債費	992	992	0	998	1,008	10	1,021	1,029	8
	補助費等	558	565	7	530	488	△42	524	514	△10
	投資的経費	232	330	98	651	777	126	136	216	80
	その他	570	671	101	505	616	111	520	690	170
	合 計	5,922	5,960	38	6,123	6,086	△37	5,638	5,6225	△13
収支差引		72	124	52	40	129	89	2	114	112



基本目標に対する実施状況

17年度から19年度まで集中的に財政健全化を進めるにあたって、19年度末の基本目標を掲げて推進してきました。その結果は下表のとおりです。

達成されているものについては新たな目標を設定し、目標に達していない項目については、今後も継続して取組む必要があります。

項目	平成19年度目標	平成19年度実績
経常収支比率	98%未満	98.2%
地方債残高	100億円未満	100.2億円
財政調整基金残高	1億円以上	0.5億円
町税収納率	91.3%以上	91.9%

●改革計画における効果額集計表

集中取組み期間（平成17年度から平成19年度）の状況

《単位：百万

円》

健全化 コード	改革事項	改革効果額		
		取組期間 目標額合計	実績額	比較
歳入	① 歳入増加対策の推進	—	—	—
	② 町税等の収納率向上	56	54	△ 2
	③ 受益者負担の適正化	74	46	△ 28
	④ 行政サービスの原則有料化	41	45	4
	⑤ 公共用地等の積極的な処分／活用	390	214	△ 176
	⑥ 新たな収入の確保	2	4	2
歳出	① 人件費の見直し	686	797	111
	② 物件費の抑制	555	668	113
	③ 扶助費に適正支出	64	65	1
	④ 補助金の適正化	137	154	17
	⑤ 投資的経費の抑制	320	313	△ 7
	⑥ 事務事業の抜本的見直し	208	169	△ 39
	⑦ 繰出金の抑制	361	328	△ 33
効果額合計		2,894	2,857	△ 37

＊改革効果の概要説明

(歳入)

- ・町税や下水道使用料の収納率は目標達成できたが、その他会計の税等の収納が目標に達しなかった。
- ・受益者負担の適正化は施設の使用料を見直したものの、利用者数や利用時間数が伸びず効果額が減少した。
- ・公共用地等の処分は不動産市況の低迷等により大規模な宅地の処分が進まず、効果額が大きく減少となった。

(歳出)

- ・人件費は、計画の着実な推進や計画以上に退職者数が多くなったことなどにより効果額が増加した。
- ・物件費は、庁舎や公共用地管理を中心に、職員対応をすることなどにより効果額が増加した。
- ・事務事業の見直しは、行政評価を活用した事務事業の統合などが進まなかったことなどにより効果額が減少した。
- ・繰出金は、医療等給付費の伸びに伴う特別会計への繰出金が増加したことにより効果額が減少した。